

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年12月27日
【会社名】	株式会社ツムラ
【英訳名】	TSUMURA & CO.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 加藤 照和
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂二丁目17番11号
【電話番号】	(03)6361-7121
【事務連絡者氏名】	経理部長 大河内 公一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂二丁目17番11号
【電話番号】	(03)6361-7121
【事務連絡者氏名】	経理部長 大河内 公一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年12月22日開催の取締役会決議に基づき、平成28年12月26日付で中国に子会社を設立いたしました。当該子会社は特定子会社となりますので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 : 津村(中国)有限公司 (英文社名:Tsumura China Inc.)
住所 : 中国上海市
代表者の氏名: 董事長 戸田光胤
資本金 : 3億RMB(約50.9億円/43.2百万USD)(予定)
事業の内容 : 中国のツムラグループ各社の経営管理およびそれに付帯・関連する業務

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数(予定)

異動前: -
異動後: 3億RMB(約50.9億円/43.2百万USD)
総株主等の議決権に対する割合(予定)

異動前: -
異動後: 100%

(注) 「当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数」は出資額を、「総株主等の議決権に対する割合」は、出資比率を、それぞれ記載しております。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 : 当社では、日本向け生薬・エキスの輸出事業、中薬配合顆粒事業等、既存事業と新規事業にまたがる中国におけるサプライチェーン・人材・資金を統括管理し、中国事業全体の経営管理機能を強化することを目的として中国統括会社を設立することを決議しました。当該子会社は、資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当し、特定子会社に該当することによるものであります。

異動の年月日: 平成28年12月26日設立

以上